

令和6年度第1回化学物質審議会

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第2回化学物質政策小委員会

議事録

日時：令和7年3月10日（月曜日）14時00分～16時20分

場所：経済産業省本館17階第一特別会議室

議題

- (1) 化学物質管理政策の動向等について
- (2) 化学物質審議会の審議状況等に関する報告

議事内容

○大本課長 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度化学物質審議会 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会合同会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。

議事に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、お手元のタブレットに資料1から9まで、また参考資料1及び2を格納させていただいています。資料、また操作等で御不明な点がございましたら、事務局までお申し付けください。

委員の御紹介に関しましては、資料2の委員名簿をもって代えさせていただきます。

本日は、対面とオンラインのハイブリッド開催となります。織委員、柿本委員、齋藤委員、東嶋委員はオンラインにて御参加いただいております。また、化成品工業協会から、福田委員の代理として、稲若技術副委員長に御出席いただいております。

皆様の机にマイクが設置されておりますので、御発言の際にはマイクのボタンを押していただき、終わりましたらボタンをもう一度押してスイッチをお切りください。

なお、会議の様子はYouTubeにて同時配信を行っております。

開催に当たり、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶申し上げます。

○湯本審議官 皆様、こんにちは。大臣官房で技術総括・保安審議官をしております、湯本と申します。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、本会議に御参加いただきまして、また、日頃より化学物質管理行政に御協力賜りまして、心から感謝を申し上げます。

本日は、化学物質審議会の総会及び産業構造審議会の保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会を、昨年3月以来となりますが、約1年ぶりに合同で開催いたします。

この間、昨年7月に経済産業省の組織改編がございまして、これに伴って、化学物質管理課が製造産業局から産業保安グループに統合され、新たに大臣官房産業保安・安全グループとなりました。産業保安、製品安全及び化学物質に係る安全行政を、リスクの観点から一体的に進める体制が構築されたこととなります。そのシナジーを生かしながら、化学物質管理政策を一層充実させていきたいと考えております。

例えばですが、本日も御紹介があるかと思えますけれども、水銀汚染防止法に関しましては、条約に基づいて蛍光灯の製造を禁止するため、昨年末に政令の改正を行っております。蛍光灯からLED照明に変更する際には、不適切な取付けを原因とする事故も懸念されるため、製品安全の観点からも周知活動を併せて行っていくなど、グループ一体となって効果的な取組を進めているところです。

また、条約に基づいて国際的に規制を行う化学物質というのが増えてきておりますし、ライフサイクル全般を対象とします「化学物質に関するグローバル枠組み」という自主的な国際枠組みも新たに採択されるなど、化学物質管理を取り巻く環境も変化してきております。

本日は、こうした化学物質管理政策をめぐる最新の国際動向及びこれを踏まえた国内における取組状況等を御報告させていただきます。

大変広範な内容になりますけれども、今後の化学物質管理政策の検討に向けまして、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見を賜れば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大本課長　　これからの議事進行につきましては、東海化学物質審議会議長兼産業構造審議会化学物質政策小委員会委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東海会長・小委員長　　皆様、お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、これより議事に入ります。

まず、事務局である経済産業省化学物質管理課等より、資料3から資料8までを一通り

説明いただき、その後、質疑応答及び意見交換の時間を設けたいと思います。

なお、資料8、CMP構想の進捗につきましては、CMPタスクフォースの共同リーダーである古田様から御説明をいただきます。

それでは、資料3から順にまとめて説明をお願いします。

○大本課長　それでは、議題1の化学物質管理政策の動向等ということで、資料3から資料8まで通してということで、まず私から資料3を説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。こちらが、我が国における化学物質規制の全体像でございます。暴露経路からライフサイクルの段階に応じて、様々な法律により化学物質規制が行われており、経済産業省化学物質管理課では、こちらに御覧の緑色の枠で囲った6つの法律、化審法、化管法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法、化兵法、水銀汚染防止法を所管しているところでございます。

続いて、2ページ目をお願いします。こちらが経済産業省化学物質管理課の所管法令と国際条約でございます。左側が法律、右側が国際条約で、関係する国際条約における議論を踏まえながら、必要な化学物質管理を進めているところでございます。

続いて、3ページ目でございます。近年における所管法令の主な改正状況で、化学物質審査規制法、また水銀汚染防止法がございます。こちらは、それぞれ後ほど御紹介させていただければと思います。

4ページ目を御覧ください。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、POPs条約でございます。昨年9月のPOPs検討委員会において、右下のオレンジ色のところでございますけれども、MCCP、長鎖PFCA、クロルピリホスの廃絶対象追加、また、今年春予定の締約国会議に勧告することが決定されてございます。また、その上の臭素化ダイオキシンにつきましては、リスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されてございます。

続いて、5ページ目でございます。ロッテルダム条約でございます。有害な化学物質や農薬が、途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、相手国への事前通報、また同意手続を求めてございます。

上から3つ目のポツのところでございますけれども、今後、水銀、臭化メチル、パラコート、クロルピリホスなど、これらの追加が検討される予定にしております。

続いて、6ページ目のOECD化学品・バイオ技術委員会に関してでございます。OECDにつきましても、化学物質に関する議論を行う場として、化学品・バイオ技術委員会

がございます。左下のところに12の作業部会がございまして、直近では、右側のところで、昨年11月に議論をされているところでございます。

続いて、7ページ目の日EU化学品ワーキンググループでございます。EUとの関係の強化の観点から、日EUの規制当局間で化学品に関連する政策について意見交換を行ってございます。

続いて、8ページ目のGFC、化学物質に関するグローバル枠組みでございます。一昨年9月に採択されてございます。GFCは、マルチセクターにおける、マルチステークホルダーによる、ライフサイクル全体を通じた、法的拘束力のない化学物質の管理を掲げてございます。

続いて、9ページ目でございますけれども、GFCでは、各国に国内実施計画の策定を求めていることから、我が国においても、現在、国内実施計画案を策定中ございまして、市民団体や産業界が参画する政策対話や、現在、パブリックコメントによる意見集約を行っているところでございます。

続いて、10ページ目のプラスチック汚染に関する条約交渉についてでございます。プラスチック汚染を終わらせることを目的として、法的拘束力のある国際文書策定のための政府間交渉委員会が設置され、2024年の11月、12月に韓国の釜山でINC5が開催されたところでございます。その結果が、次のところではございますけれども、残念ながら、合意に至らず、今年の8月にスイスでINC5.2を開催する予定にしております。

INC5の説明は省略させていただきますが、次のページで紹介させていただいているところでございます。

続いて、12ページ目でございます。こちらは、御参考になるのですが、資源有効利用促進法の改正法案が先月2月25日付で閣議決定され、現在開会中である通常国会に提出される予定となっているところでございます。

こちらの上のところの、赤で囲っております再生材利用の拡大についてでございます。資源循環の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の作成及び定期的報告を義務づける措置が検討されているところでございます。

続いて、13ページ目でございます。水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法についてです。水俣条約は、水銀の排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めています。水俣条約を国内実施す

るための主たる法律が水銀汚染防止法であり、特定水銀使用製品の製造禁止などの規制が設けられているところでございます。

続いて、14ページ目でございます。水俣条約の締約国会議において、蛍光灯の種類に応じて、その製造と輸出入が2027年末までに禁止されることが決定されました。これを受けまして、水銀汚染防止法施行令を昨年12月に改正しまして、同製品の製造等を規制する予定でございます。規制のタイミングについては、表にもございますように、製品によって段階的に導入される予定ですが、規制開始後も、製品の継続使用、在庫の売買及び使用は可能でございます。

続いて、15ページ目でございます。蛍光灯の製造・輸出入禁止に向けて、経済産業省をはじめとして環境省、また業界団体等と連携しながら計画的なLED照明への切替え、また照明の交換時の事故防止のための注意点等について周知活動を実施してございます。今後も引き続きポスターやチラシ、特設ホームページの制作、各種媒体を活用した周知活動を実施する予定でございます。

最後に、16ページ目でございます。チャットボットの導入でございます。化学物質管理課が所管する法律のうち、特に化審法、化管法、フロン法に関しては年間約1万件のお問合せがある状況でございます。これら問合せ対応の効率化を図る観点から、令和7年度より24時間365日、チャットで問合せが可能なチャットボットを導入する予定にしております。

以上でございます。

○内野室長　化学物質安全室長、化学物質リスク評価企画官の内野でございます。私からは、資料4と資料5について説明をさせていただきます。

まず、資料4、化学物質審査規制法（化審法）の施行状況と動向について御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。化審法は、大きく3本の制度の柱がございまして、それぞれの柱に沿って今年度の取組を、後ほどのスライドで御説明をさせていただきます。また、★に書いてございますけれども、化審法については平成29年に改正をいたしまして、今年の1月で施行後から丸6年を迎えてございます。法改正後の政策効果等を点検することになってございまして、昨年の秋から、こちらに記載してございます産業構造審議会制度構築ワーキンググループを立ち上げさせていただきまして、環境省、厚生労働省とともに議論をしてございます。こちらについても御説明をさせていただきます。

それでは、トピックスを順に御説明させていただきます。

まず、新規化学物質の事前審査制度のトピックスでございます。

4 ページ目を御覧ください。新規化学物質につきましては、基本的には、事業者は、その化学物質に関する有害性といった情報を取った上で、国の審査を経て上市できるという制度になっているところでございますけれども、新規化学物質の審査に係る試験法につきまして、私ども経済産業省が担当しております分解性、蓄積性について、運用の見直しや合理化、高分子化合物の評価に関する合理化案の検討を今年度も実施しております。具体的な内容は、左下の囲いの1 点目から3 点目でございますけれども、こういった合理化の検討を今年度も着実に実施させていただいております。

また、もう一点、新規化学物質の事前審査の関係で、2 点目に記載してございますけれども、G L P 基準は試験を実施するラボさんが遵守いただく試験施設に関する基準ですが、こちらにつきましても改定したところがございます。左下の囲いの4 点目に具体的に記載をしてございますけれども、試験を受託される試験施設において、記録や試料を10年保管することになっているわけですが、その保管の起算点を、「化審法の通知を受けた後10年」から、「試験終了日から10年」に変更したところがございます。これによりまして、試験の実施施設が自らその期間を起算しやすくすることによって、試験施設における資料の管理を非常にしやすくしたという改定を行ったところがございます。

続いて、上市後の化学物質の継続的な管理措置に関するトピックスでございます。

こちら、6 ページ目でございます。今年の4 月1 日でございますけれども、界面活性剤であるN P E について、第二種特定化学物質に指定することになってございます。こちらに関する3 省の合同審議会の議論自体は、令和5 年度に全てしていただいているところでありまして、今年度はまさにその審議事項に基づきまして、我々のほうで制度整備を進めたところがございます。「政令改正等のスケジュール」に記載してございますが、既に昨年10 月1 日付で、関連の省令や、事業者が遵守する技術上の指針、表示の義務に関する告示は公布済みでございます。4 月1 日に向けた準備を事業者さんに進めていただいている状況でございます。

一方で、第二種特定化学物質の指定に当たって、事業者に遵守いただく内容は大きな変更を伴うところございまして、例えば製造・輸入事業者におかれては、これまで製造・輸入の実績を翌年度に届け出る義務が課されていたわけですが、今回の指定に伴いまして、事前の製造・輸入数量の届出も義務が課されることとなります。また、N P E そ

のものだけではなくて、それが使用されている水系洗浄剤について、それを使用する事業者におかれては、環境に影響の出ないような取扱いをしていただくための技術上の基準を遵守いただくこととなります。

したがって、多くの事業者には第二種特定化学物質の指定に伴う措置を遵守いただくことが必要であるという問題意識から、我々も制度の周知というものに取り組んでおりまして、右側に図も貼らせていただいておりますけれども、化審法についてのそもそもの内容ですとか、第二種特定化学物質はどういうものなのか、あるいはどんな義務がかかるのかといったことを、化審法にそれまで関わりがなかったような事業者の方にもお分かりいただけるよう心がけた周知のチラシをつくりました。こちらにつきましては、私どもが日頃からお付き合いのある化学メーカーさんのみならず、広く中小事業者の方々も含め、経産省内の関係課に協力をしてもらいながら、周知をして取り組んでおります。

続いて、7ページ目でございます。こちらは化審法の上市後のリスク評価についての取組でございます。こういったリスク評価においても、我々経済産業省は、分解性や蓄積性の評価を担当しているわけですが、こういった情報について、論文などのデータだけでは情報が集まり切らないことは、評価のネックになっているところであります。

こういった中で、分解性評価について、今までであれば採用できなかったような情報であっても、評価の重みづけという考え方を整理し、明確化することによって、なるべくこういったリスク評価に活用できる、こういったウェイトオブエビデンスの考え方を整理しまして、今年の1月の審議会で諮らせていただいたところであります。

このような取組を通じて、今後もリスク評価について、進めてまいりたいと思っております。

続いて、化学物質の性状等に応じた規制及び措置のトピックについてでございます。

9ページ目でございますが、先ほど資料3の説明でもございましたけれども、第一種特定化学物質につきましては、ストックホルム条約の議論なども踏まえながら、今年度も規制の措置を取らせていただいたところでございます。ここに記載をさせていただいておりますとおり、PFOAの異性体とその塩及びPFOA関連物質、PFHxS関連物質、あるいはメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328について、それぞれ、規制措置のための審議会の審議ですとか、それに基づく法令上の措置を取ってきたところでございます。

10ページ目でございますけれども、こちらに記載をしておりますのは、PFOAの異性

体またはその塩及びPFOA関連物質に関する措置でございます。単に化学物質の製造・輸入を規制するという措置だけではなくて、それが含まれていた場合に、製品としての輸入を禁止する措置ですとか、様々な規制措置がございます。10ページのところに、一通り記載をしております。

続いて、11ページ目でございますけれども、今度は、UV-328、紫外線吸収剤ですとか、メトキシクロル、農薬、難燃剤のデクロランプラスに関する規制措置の取組でございます。こちらも既に今年の2月18日に第一種特定化学物質としての指定を済ませているところでございますけれども、同様に、輸入を禁止する製品の指定等の措置も政令上の措置、対応などをしております。

ここまでの化審法の施行に伴う今年度の取組のトピックス的な御紹介でございまして、12ページ目からは、先ほど申し上げた、平成29年改正のレビューなどに関する審議会について少し御紹介をさせていただければと思います。

13ページ目でございますけれども、箱書きのところは、先ほど申し上げたように、前回改正の内容については、施行後5年を経たところで、その政策効果などを点検することになってございます。その関係で、昨年10月23日を皮切りに、11月8日、そして第3回はまさに本日3月10日の午前中に御議論をいただいているところでございます。

次のページでございますけれども、まず、そもそも、平成29年改正はどのような内容だったのかというところをまとめさせていただいております。

大きく2つございます。背景としましては、いずれも新規化学物質の審査制度に関する内容でもございますが、新規化学物質の審査の制度においては、数量によっては提出する試験のデータが少なく済むという、いわゆる特例制度があるのでございますけれども、その審査の特例制度においては、例えば少量新規化学物質審査特例制度は、改正前は、全国の製造・輸入数量が1トンまで、また低生産量新規化学物質については、全国で同様に製造・輸入数量ベースで10トンまでであれば、製造・輸入ができるといった仕組みになっていたところでございます。

この製造・輸入の数量のキャップについては、たまたま同じ新規化学物質を複数の事業者さんがつくりたい、輸入したいと申出をされた場合に、それが1トン、あるいは10トンのキャップを超える場合には、我々のほうで数量を按分させていただいた、数量調整をさせていただいていたという実態もございまして、それが事業者さんにとっては予見可能性がないといった指摘があったところでございます。

こういった内容を踏まえまして、我々としまして、その製造・輸入数量のキャップから、環境排出量ベースのキャップに置き換えるという改正をしたところでございます。製造・輸入事業者さんにおかれては、その製造・輸入されたい数量だけではなくて、用途と掛け合わせで申出をしていただくことで、我々も環境排出量を推計し、それが1トン、あるいは10トンのキャップに収まるのであれば、その数量どおりの申出で確認をするといった改正をしたのが1点目でございます。

もう一点目は、毒性が非常に強い新規化学物質について、特定新規化学物質という新しいカテゴリーをつくったというところでございます。こういったカテゴリーに新たに判定するというので、事業者に対して、例えばサプライチェーンの先に譲渡等する場合に、情報伝達の努力義務を課すといったことで適切な管理を促す、こういったことを目的として改正をしたというところでございます。

15ページ目以降は、その改正についてのレビューをファクトも示しながら御審議いただいているというところでございます。

まず審査特例制度でございます。こちらは、先ほど申し上げたように、我々のほうでも改正前は数量を調整するということが多かったところでございますが、このグラフの真ん中の表に、数量調整件数というものがございまして。改正前は、いずれの制度においても1割以上は数量調整をしていたということでございますけれども、改正後は、2%程度の数量調整件数にとどまるということでいえば、改正時に目指した、事業者の予見可能性が担保されたと評価をいただいているところでございます。

16ページ目でございます。こちらは、審査特例制度の申出の変化ということで、少し分析を加えたというところでございます。先ほど申し上げたように、同じ新規化学物質について、複数の事業者さんが製造したいという申出をされた場合もあることであるとすると、製造・輸入数量は改正後に非常に増えたのかどうかを、実績を踏まえて分析したというところでございます。

こちらについては、緑のラインの左側が改正前、右側が改正後の確認数量の合計、あるいは実績数量の合計をグラフでお示ししているのですが、国が確認した数量の合計値は、改正前より改正後のほうがむしろ減ったということが見てとれるという結果が得られております。

これによりまして、環境排出量ベースもそうなのですけれども、製造・輸入数量の実績も含めて、この改正による環境への大きな影響はない、こういったような評価を審議会で

もいただいたところでございます。

続いて、17ページ目でございますけれども、特定新規化学物質についての実績でございます。特定新規化学物質自体は、新規化学物質の審査の際に判定を受けるものでございます。こちらは、改正後から、人健康影響、生態影響含めて、25物質が指定されているところでございます。このうち3物質は、昨年夏の名称公示を経て、既に名前が公開されておりまして、特定一般化学物質として引き続き管理をしているところでございます。

下のフロー図は、こういった特定新規化学物質、あるいはそうでない場合もそうなのでございますけれども、判定を受ければ直ちに上市後のスクリーニング評価、リスク評価の枠組みで評価されていくということをお示ししておりまして、仮にその中で暴露と有害性の2軸で評価をした結果、リスクの懸念がないとは言えないと判定を受ければ、優先評価化学物質に指定されるという仕組みになってございますので、そういった指定を受ければ直ちに名前が公示されることとなります。ただ、実績としましては、特定新規化学物質に判定を受けた後に、優先評価化学物質に指定されたものは、現時点ではございません。

次のスライド、18ページ目でございますが、こういった特定新規化学物質に判定を受けた事業者さんに対して、昨年、アンケートを取らせていただきました。まさにこういった特定新規化学物質の性状がどういうものなのかという御理解のほどですとか、あるいはそれをほかの事業者に譲渡されるときには、こういった特定新規化学物質の特徴などを紹介しているかといったことを確認させていただきまして、それについては、事業者はおおむね履行しているということも確認できたところでございます。

その上で、19ページ目でございますが、これは11月8日の第2回で審議いただいた検討事項を一通り並べております。1ポツは、化審法に関する効率化・高度化に関する事項でございます。2ポツは、化審法にとどまらない内容についても御議論いただいたところでございます。

20ページ目からは、少し御紹介として、化審法の制度の中で最近出てきております、資源循環への対応でございます。まさにプラスチックのリサイクルなどが進む中で、それほどこの範囲が化審法における化学物質なのかといったようなことが議論になっていたということでございます。プラスチック再生材に係る課題は何か、ですとか、そういったプラスチック再生材も含めて、どれぐらいのレベルで管理をしていくべきなのかといったことを整理して、ちょうど本日午前中に議論いただいたところでございます。

21ページは、プラスチック再生材をどういった考え方で整理していくのかというところ

をフロー図として示させていただいて、御議論いただいたというところがございますし、22ページに関しては、プラスチック再生材の取扱いについての考え方をお示ししたというところがございます。こちらについては、本日の議論も踏まえて、少し年度をまたぐこととなりますけれども、報告書として取りまとめをさせていただく予定でございます。

すみません、長くなりましたが、資料4については以上でございます。

続いて、資料5、化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行状況と動向について御説明をさせていただきます。

1 ページ目は目次でございます。今年度のトピックスとして最初に挙げさせていただいておりますのは、P R T Rの届出対象物質が入れ替わって初めの届出がなされたのが今年度ございまして、その結果についてまとめさせていただいております。

2 点目が、化管法のS D S制度、P R T R制度の円滑な施行に向けた幾つかの取組で、3 点目としましては、資源循環に関連するような研究開発事業ですとか、人材育成の取組について御説明をさせていただきます。

まず1 点目のP R T Rの届出排出量・移動量の公表でございます。

3 ページ目をご参照ください。今回の届出対象物質の見直しに伴いまして、P R T Rの届出をすることが義務づけられている物質は、それまでの462物質から515物質となりました。排出量・移動量のトータルとしましては40万3,000トンという結果になりまして、グラフなども下にございますけれども、一番右端にございますところが今年度新しく追加されたデータになります。

続いて、少し分析を加えましたので、4 ページから少し御説明をさせていただきます。まず、届出する事業者の件数でございます。これまで2019年度以降は減少傾向にありましたが、今回の届出対象物質の入替えに伴う初めて届出の結果、届出件数自体は少し増えまして、3万2,502事業所でございます。また、515物質の中で新たに届出対象になった物質は196物質でございましたけれども、その中で186物質について届出がございました。これら物質の寄与率といいますか、全体の排出量・移動量に対する追加対象化学物質の届出排出量・移動量は15%で、6万1,000トンであったということでございます。

続いて、5 ページ目でございますが、こういった排出量・移動量を、どの物質の届出量が多いのかといった分析も毎年しているのですが、その上位物質自体は今年度もトルエン、マンガン、キシレンといった物質でございますけれども、新しく届出対象に追加された物質の中では、炭化けい素が排出量・移動量の中で6 番目に入ったというところござい

す。

また、こういった届出を行う業種別の分析でございますが、上位の10業種については大きな変更はなかったという結果が得られております。

続いて、6ページ目以降は、こういった制度の円滑な施行に向けた取組でございます。

7ページ目は、こういったP R T Rのデータを事業所ごとに見ることができる、「P R T Rけんさくくん」というシステムを我々は提供させていただいておりまして、今年度もなるべくユーザーフレンドリーに改修をいたしましたという結果でございます。

8ページ目でございますが、今度は、S D S制度に関連するG H S分類でございます。日々アップデートされる有害性情報に基づいて、G H S分類を行っているわけでございますけれども、今年度も42の化管法対象物質について分類を行っております。

また、9ページ目でございますが、今度は普及啓発に関する取組でございます。こちらは、我々の化管法だけではなくて、化審法といったほかの化学物質管理法令も一緒にプログラムを組むことによって、聞いていただく事業者さんがより網羅的に化学物質管理の制度について御理解を深めていただくように工夫をいたしました。

2点目に、第3回は化学物質管理強調月間の一環として実施と記載してございます。こちらについては、今日は御説明を割愛いたしますが、参考資料4にございまして、厚生労働省さんが提唱された化学物質管理強調月間が、今年の2月に第1回として始まりました。今後も毎年2月に行われるということでありまして、こういった化学物質の取扱いに関する理解を深めるための様々な取組を行うということで、経済産業省も環境省とともに協力連携者として名を連ねてございます。このような背景も踏まえて、第3回のセミナーでは厚生労働省の労働安全衛生法の担当者の方にもプレゼンをしていただきました。

続いて、10ページ目でございます。P R T Rの届出については電子化を近年も取り組んでおりますけれども、今年度の電子届出率は86.4%に達しまして、初めて8割5分を超えたということでございます。一方で、我々としても引き続き電子化に向けた取組を実施しておりまして、3ポツでございますが、今でも書面届出をなさっている事業者さんにヒアリングをさせていただいて、こういったところが電子届出のハードルなのかといったことを確認させていただいたりしております。

また、今年度から、ちょうど届出対象物質が入れ替わって、新しく届出する義務がかかった事業者さんも一定程度おられまして、その中で書面の届出を行った150社程度の方々

に対しては、電子届出というのがあること、ぜひ利用してくださいといった御案内を直接させていただいたり、あるいは電子届出について、個別に御説明などサポートさせていただきますというような御案内をいたしました。その結果、レスポンスいただいた1社の方に対して、個別の支援を実施したというところでございます。

11ページ目は、普及啓発に関連するところでございます。P R T R制度自体は20年以上の制度になりますけれども、排出量ですとか移動量の計算方法についてとか、そもそも自社が対象事業者なのかといったようなことに対して、やはりお問合せも多く頂戴しているところでございます。我々としましても、日頃から化学物質管理に非常に御知見が深い事業者さんだけでなく、もしかしたら御自身が届出事業者だったかもしれないという可能性も含めて、分かりやすい形でP R T R制度について知っていただく必要があるのではないかとということで、ホームページを少し改修しまして、メッセージ性のあるバナーを設置させていただいております。

「P R T Rの届出、誤解しやすい15のポイント」ですとか、届出において勘違いしやすい点などを簡潔にまとめて御紹介させていただいておりますし、我々としましても、御担当者任せではなくて、企業全体としてP R T Rを管理していただくことが非常に重要だと思っております、そういったことも含めて発信させていただいているところでございます。

続いて、その他の取組でございます。

13ページ目は、来年度から実施を予定しております研究開発事業について御紹介させていただきます。「プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発」ということで、国立研究開発法人産業技術総合研究所において、特にマテリアルリサイクルされるプラスチックについて、例えばどんな添加剤が入っているか分からないといったような懸念によって、その利用が進まないということが、今後、資源循環のネックになり得るかもしれないということを考えておまして、まずは添加剤の情報をたくさん集めていただくですとか、その結果として事業者さんがどういったところから使用済プラスチックを集めたのか、あるいはそれを使って何をつくりたいのかといったような情報をインプットした結果として、ある程度当たりをつけるといいますか、こういった用途であればリスクは低いと思われるといったような、当たりをつけるようなツールを開発していただくための、まずは初年度の事業として来年度から実施していただきたいと思っております。

最後に、人材育成について2点御紹介させていただきます。

14ページでございますが、こういった化学物質管理の政策範囲というのは非常に多岐にわたり、また深まっているところでございまして、我々政策立案者だけではなくて、まさに研究の現場からこういった議論を支えていただくことは非常に重要だと思っております。我々としましても、若手研究者の方々に対して研究開発事業を支援させていただいているということを、研究テーマの御紹介とともに、まとめさせていただいております。

最後、15ページ目でございますが、今度は行政側に対する研修内容でございます。特にP R T R制度は自治体の方々にもかなり御対応いただいているところでございまして、自治体の職員ですとか、弊省の職員もそうですし、N I T Eの職員もそうですけれども、化学物質管理に関する制度を国内外も含めて理解していただいたり、あるいはケーススタディーを踏まえてリスクコミュニケーションを学ぶという研修をしております。コロナ禍以来はオンラインをメインとした研修だったのですけれども、今年度、久しぶりに集合研修を実施いたしまして、グループワークは特に効果的だったというようなお声を頂戴しているところでございます。

資料5についても御説明は以上でございます。

○畑下室長　オゾン層保護等推進室長の畑下です。よろしく申し上げます。私のほうから資料6について御説明いたします。

まず1ページ目を御覧ください。2050年ネット・ゼロの実現に向け、代替フロン（H F C）の削減を着実に進めるため、オゾン層保護法及びフロン排出抑制法に基づき、フロン類のライフサイクル全般にわたり、蛇口、上流、中・下流ごとに施策を進めてまいりました。蛇口についてはオゾン層保護法、上流・中流についてはフロン排出抑制法における各施策と地球温暖化対策計画の見直しについて、次のページから説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。蛇口対策として、モントリオール議定書キガリ改正を着実に履行するため、オゾン層保護法に基づく基準限度を決め、それを超えないよう製造量、輸入量の割当を実施し、代替フロンの消費量、製造量を段階的に削減しています。

図の緑色の階段が、モントリオール議定書キガリ改正に沿った我が国の代替フロンの基準限度となります。これを超えないように、この赤い線で示されたフロン類使用見通しに沿って、オゾン層保護法でフロンの製造量と輸入量を割り当てているところでございます。

割当の結果、代替フロンの消費量が基準限度を下回っておりますので、このままいけば、2024年に大きく下がる基準限度をクリアできる見込みと考えております。ただ、今後は、2029年に基準限度が70%に大幅に削減されますが、基準限度を下回るよう、引き続き割当

を着実に運用してまいります。

3 ページ目を御覧ください。上流対策の1つとして、昨年度（2023年度）から5年間の計画でグリーン冷媒・機器開発事業を実施しています。最終的に、地球温暖化係数（GWP）が10以下の冷媒の開発とその適用機器の開発を支援しています。2018年度～2022年度の事業において、新たに開発された冷媒には省エネ性の低下や安全性などの課題がございます。この課題を解決するべく、最適な混合冷媒の開発とこれに対応した機器の開発支援を行うことで、代替冷媒のめどがつかないエアコン分野や小型業務用冷蔵庫の分野でフロンの代替を進めてまいりたいと思っております。

4 ページ目を御覧ください。同じく上流の対策の1つとして、フロン排出抑制法に基づく指定製品制度の取組状況について御紹介いたします。この制度は、フロンのトップランナー制度とも呼ばれておりまして、製品分野ごとに使用される冷媒の地球温暖化係数の目標値とこれを達成する目標年度を定めております。昨年のフロンワーキングでの審議を踏まえ、業務用エアコン、コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット、中央方式冷凍冷蔵機器の区分について改定や追加を行いました。

5 ページ目をお願いいたします。中流対策として、フロン使用機器からの漏えい防止対策のため、遠隔監視システムの導入を推進しているところでございます。フロン排出抑制法では、フロンの使用時漏えいを防止するべく、3か月に1回の簡易点検を機器の管理者に義務づけているところでございます。

一方で、この点検によって漏えいを発見するだけではなく、機器の状態値を計測して、これを正常値と比較することで、漏えいの可能性を検知できるシステムが既に市場で販売されております。そのため、その性能について一定の要件を満たすことで、漏えい検知に必要な措置が講じられている場合には、フロン排出抑制法に規定されている簡易点検に代えることができる旨の告示改正を2022年8月に行ったところでございます。

6 ページ目をお願いいたします。本年2月18日に地球温暖化対策計画を3年ぶりに見直し、2040年度温室効果ガスの排出量目標を設定しました。代替フロン等4ガスについては、2013年度比マイナス72%に設定しました。

7 ページ目をお願いいたします。2050年ネット・ゼロに向けて、代替フロンのさらなる削減が必要です。そのため、現行の取組の一層の推進を図るとともに、追加的な取組を検討していく予定です。

8 ページ目は、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を参考資料として

添付していますが、説明については割愛させていただきます。

資料の説明は以上となります。

○宮地室長 化兵室の宮地でございます。私から化学兵器禁止法の施行状況と動向につきまして資料7を基に説明させていただきます。

では、1ページ目を御覧ください。化学兵器に関しましては、条約及びその国内法である化学兵器禁止法に基づき、製造、所持、譲受、譲渡を禁止し、サリンなどの特定物質の製造等については許可制にしております。また、化学兵器の原料となり得る指定物質や識別可能な有機化学物質の製造等を行っている事業所については、届出により設備の情報や製造数量等を把握し、OPCWに申告を行っております。申告を受けたOPCWは、各国の申告内容を国際検査により検証するとともに、各国の輸出入について整合が取れていない場合は、各国に調査を依頼しております。

左下を御覧ください。OPCWに対する貢献やトピックスとしましては、分担金の拠出のほか、国際検査の効果的、効率的な検査実施の検討に参画しており、一昨年からは一来日で3事業所連続の検査も受け入れております。移譲不整合については、後ろのページで紹介させていただきます。

2ページ目を御覧ください。化兵法に基づく年間の届出件数は、予定数量で80から90件、実績届出で600件程度で推移しており、このうち8割以上が電子で届出されています。

OPCWによる国際検査は、通告を受けた後、事前に経産省とNITE職員が対象事業所における準備状況の確認を行うとともに、当日は検査が的確かつ円滑に実施されるように立ち会っております。28年間で延べ370件程度を実施しており、昨年は8件を受け入れており、いずれも問題なく終了しております。

資料3ページを御覧ください。昨今の課題への取組としまして、1つ目は、移譲不整合問題です。OPCWは、各国から申告された輸出と輸入数量を比較しまして、差がある場合を移譲不整合と呼んで、各国に毎年調査を依頼しております。我が国でも依頼を受けまして、貿易統計の確認や輸出入事業者への問合せなどを行い、不整合の解消に努めております。昨年4月には、OPCW主催のワークショップで日本の取組事例を紹介しております。毎年11月開催のオランダでの各国当局者会合でも、移譲不整合が発生している国とバイ会合を行うなど、解消に向けた働きかけを行っております。

右側を御覧ください。化学兵器の脅威に対しましては、OPCWとしましては、ウクライナやシリアに調査団を派遣しております。国内における取組といたしましては、日本化

学工業協会が指定物質等の取扱事業者に適切な管理を促すため、流通管理指針の改訂作業を現在行っております。また、経産省では、要人来日時に、取扱事業所に対し保管、管理の徹底を要請しているところでございます。

4 ページ目を御覧ください。参考といたしまして、化兵法の概要を添付しております。

私からの説明は以上になります。

○東海会長・委員長 それでは、化学物質規制に関する国内外の動向を踏まえた産業界の取組として、前回の会議では、次世代の化学物質情報伝達システム、CMP 構想について紹介がありました。ここからは、CMP タスクフォース共同リーダーの古田様より、その後の CMP 構想の進捗を説明いただきます。古田様、お願いいたします。

○古田様 ありがとうございます。CMP タスクフォースの共同リーダーをしておりますキヤノンの古田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、2 ページ目、まず、CMP の概要でございますが、左下の絵でございますように、現在は、サプライチェーンの化学物質情報を吸い上げるために、フォーマットは統一されているものの、そのフォーマットをメールに添付するような形で、サプライチェーンの川下メーカーから上流メーカーに対して、この部品の中ではどういう化学物質が使われているかどうかというような調査を行っております。

御存じのとおり、化学物質の規制というのは、年に2回ほどアップデートされます。その2回アップデートされるたびに、サプライチェーンに対して調査を行うということで、かなり膨大な調査の負荷がかかっているということでございます。

4、5年前から、この状態を何とかしようということで、自動車メーカー、電機メーカー、化学メーカー等々、みんなで議論を重ねてまいりました。その結果、サプライチェーンを一度ブロックチェーンでつないでしまおうと。ブロックチェーンでつないでしまえば、例えばコンソーシアムのような団体から、今度こういう物質が規制になりますというような情報を発信することで、上流の化学メーカーさんのほうでデータがアップデートされれば、そのデータはブロックチェーンを伝わって、川下メーカーのほうに伝達されることとなります。調べ直しで発生する調査、回答するというような業務が大幅に効率化されると考えております。

次、お願いします。当初は、化学物質規制に対する対応というところを念頭に置いて議論してまいりましたが、昨今、資源循環、特に欧州ではE S P Rという形でエコデザイン規則というものが議論されており、資源循環、すなわちリユース材、それからリサイクル

材の活用が求められておりますので、こういった情報も併せて網羅していきたいと考えております。グローバル連携という意味においては、私どものサプライチェーンは約半数が海外に依存しております。そういう意味で、国際規格に準拠したシステムにすることによって、海外からもスムーズにデータをいただく、ないしデータを提供するということをやっていきたいと考えた次第でございます。

次、お願いします。なぜ化学物質情報の中で資源循環情報が捉えられるかといいますと、CMPの情報は、製品があり、その下に構成する部品があり、その部品の中にどのような材料が使われているか、その材料がさらにどういう化学物質で構成されているかというヒエラルキーな構造になっています。

現在は、バージン材を中心にデータをいただいているわけですが、例えば、材料のところに、この材料はリサイクル材が20%含まれていますという情報が入ってくれば、そのリサイクル材について、プレコンシューマー材なのか、ポストコンシューマー材なのか、どういうソースのリサイクル材なのかといったような様々な情報をいただくことによって、そのリサイクル材の活用用途が広がっていくだろうということを期待して、リサイクル情報を入れることにしております。

次、お願いします。タスクフォースメンバーは、今、任意の団体でございますが、約60社、化学品メーカー様から、川中、電機電子、自動車まで、非常に多くの方に議論に入らせていただいております。

これがCMPタスクフォースの議論の枠組みでございまして、トヨタ自動車の方と共同リーダーという形で務めさせていただいております。

このようなサプライチェーンの情報連携システムをどういう形で構築しようかという議論をしている最中に、経済産業省さんのほうから、ウラノス・エコシステムというコンセプトが昨年提案されました。これは、サプライチェーンの情報連携基盤をつくっていく。右側に協調領域と書いてありますが、競争することなく、みんなでこの情報連携の基盤をつくることによって、サプライチェーンの中の情報をスムーズにやり取りしていくものをつくっていくという構想が示されました。

最初に、欧州電池規則の自動車のELVバッテリーからスタートしたわけですが、CMPもサプライチェーンの中での情報を収集するという点では、同じコンセプトになります。そういう意味で、ウラノス・エコシステムのコンセプトを活用させていただくことによって、より早くCMPの基盤を構築できるのと同時に、コスト的にも安く構築

できるのではないかとということで、ウラノス・エコシステムをベースに開発をしているということになりました。

タスクフォースメンバーでアンケートを取ったところ、このCMPによって大体25%ぐらいの工数が削減されるというアンケート結果になりました。大手の企業ですと、今、化学物質の情報伝達に関して数億円の工数がかかっています。そういう意味で、25%という工数削減は、大きなコストダウン要素になるのではないかと考えています。

次、お願いします。現在のステータスでございます。現在は基本設計が完了した段階でございます。25年度にシステム開発を行い、26年度に大規模実証並びにリリースをしたいと考えております。

あわせて、我々のサプライチェーンの多くの企業が存在する東南アジアに関して、このCMPを展開していけないかということを考えておまして、27年にシステム展開ができるような形をイメージして、これから調査等々を始めていくという形になっております。

さらに、今後の展開として考えているのが、資源循環プラットフォームへの拡大ということでございます。CMPはあくまでも動脈の情報連携なのですが、最終的に製品がお客様のところで使われるという形になり、その使われた結果が、回収事業者並びにリクレーターのほうに回り、またそれが資源として戻ってくるという流れを考えて、静脈側のシステムと一体化させて、資源循環プラットフォーム、動静脈一体のシステムをつくっていただくということを考えております。

このシステムのイメージでございますが、動脈側の立場からすると、リユース部品であったりリサイクル材を使用する段階における遵法の確保を念頭に情報が欲しいということになります。ここで動脈側ですけれども、あくまでも動脈側の製品を売って、お客様が使って、それが廃棄されるというところでは、3年、5年、10年というタイムラグが出てまいります。そのタイムラグが出てくるとき、すなわちその期間に化学物質の規制などは変化してまいります。より厳しくなってきます。そうすると、リサイクル材ならリサイクル材を使おうと思ったときの規制に適合しているものなのかどうかということをごきちん判断した上で、リサイクル材の活用をやっていかなければなりません。

そういう意味で、CMPのデータをきちん確保して、そのデータを回収する事業者さん等々がきちん読み込むことによって、この製品であれば今の法律にも適合した材料としてリユース、リサイクルができるという判断ができるようになってくるだろうと。こういった形で情報を回していくと。それが資源循環に資するというごことを考えまして、進め

てまいりたいということになっております。

現在、資源循環側は、様々なイニシアチブが立ち上がっております。こういった様々なイニシアチブはそれぞれ目的があって進めているわけですが、やはり来るべき循環型の情報連携をきちんとしていくということからすると、みんなの英知をまとめようということになりまして、2025年度から、これらのメンバーが一堂に会する座組みをつくっていただきまして、議論し、2026年度以降の開発等々に進めていこうということになっております。

簡単ですが、私からは以上のように報告させていただきます。ありがとうございました。

○東海会長・委員長　　ありがとうございました。

それでは、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。時間の関係もありますので、大変恐縮ではございますが、こちらから指名させていただければと思います。

まずは、会場参加の岩田委員からお願いいたします。

○岩田委員　　日本化学工業協会の会長をしております、住友化学社長の岩田でございます。

本日は化学物質の管理に関しまして、多岐にわたる、しかも最新の内容の説明をいただきまして、どうもありがとうございます。私からは1点だけ、コメントといたしますかお願いしたいことがあります。

GFC、グローバル・フレームワーク・オン・ケミカルズの中の1つ、戦略目標のDに、より安全で持続可能な製品の開発というのがあるのですけれども、より安全で持続可能な製品という定義がちょっとくせ者でして、ヨーロッパなどではこの定義について政府と企業が協力してガイダンス作成などの検討が進んでいるとも聞きます。その中では、有害な化学物質の使用を減らす、いわゆるハザード管理が要件の1つとなっているとも聞いております。

この考え方自身、否定はするものではないのですけれども、日本では、従来から化学物質の安全性については有害性だけではなくて暴露量も考慮したリスクとして捉えて、使用時のリスクを最小にするための管理が基本原則だと理解しております。有害かどうかだけの単一の基準ではなくて、ハザードのある化学物質であっても、暴露量を減らすと使用時のリスクは減るといった、非常に合理的な判断基準だと私は理解しているのですが、例えば日本の化学産業の競争力を考えてみますと、その根源というのは、高機能、高品質の化学製品の開発でありまして、そのような開発には単純なハザード管理というよりも、リス

ク管理によって高機能、高品質の化学品を使いこなすといったことが重要になってきます。

したがって、ここからはお願いなのですが、日本のリスク管理という考え方を国内だけではなくて、ぜひとも国際社会においても浸透するように、逆から言うと、国際社会が行き過ぎたハザード思考に流れ過ぎないように、そういったことを国際社会に向けて政府としても発信して行ってほしいというのがお願いであります。

以上です。ありがとうございました。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、続きまして、大口委員、お願いします。

○大口委員　J E C連合の大口と申します。御説明ありがとうございました。

私どもJ E C連合は、化学エネルギー産業に関わる企業の労働組合が中心として結集した組織でありまして、私が所属する化学部会においても、産業政策等に関わる取組をしております。その中で、今日説明いただいた中に少し関連するものがありますので、その件について2点ほどちょっと確認させていただければと思います。

化学物質管理政策及び最近の動向の中で、水銀灯の蛍光灯からL E Dへの切替えに関してというところでありまして。家庭でも取組されていますけれども、企業でも順次交換しております。その中で、古い建物の中からは、過去の蛍光灯ランプの微量P C Bが混入した安定器入りの機器が出てくると。

それに対して処理を考えてはいるのですが、その処理方法に関して、経産省のP C B機器の処理促進に向けた取組で実施された適正処理に関する説明会の中で、令和4年度では、処理方法は環境省にて検討中ということでありまして。令和5年度では、現時点ではその処理のめどは立っておらず、J E S C Oでの処理も検討くださいというようになっているということでありまして、その後の経過などがもしお分かりでしたら、この場でそぐわない質問かもしれませんが、教えていただけたらと思います。

続いて、2点目になりますけれども、プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発という説明をいただきました。これは今後、プラスチックの再利用に関しての数量を増やしていこうという取組だと思うのですが、現時点で産業廃棄物として処理している廃プラの量が、再生のほうに回ると、産廃処理をされている企業にとってのカロリー源としての量が少なくなってくるのかなと。そういう意味で、全体のバランスを見た中で、今後長期の戦略を組む上で、プラスチックのところがどういう流れになっていくのか、こういうものもその業者にとっては非常に気になるのかなと思います。

ので、またそういう動きがある程度分かった段階で、早目の周知をいただけたらなという要望でございます。

以上2点であります。よろしくお願いいたします。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、神谷委員、お願いします。

○神谷委員　私、中央会という様々な業種の組合組織の集まりの団体でございます。私自身は、いわゆるメッキという製造業の片隅におるわけですけれども、CMPというのは、まさにそのとおりで、何度も何度も同じ薬品が入っているのかどうかという調査がございました。まだまだ計画途中ということですが、自動車関係さんだと大分減ってきたのかな、データの管理がされてきたのかなというのを体感として感じているのですが、小さな業界さんだと相変わらず何度も何度も同じ書類が回ってきてということをやっております。早くできるといいなと思っております。

私どもメッキということで、その製品に入ってくだけではなく、処理の途中で、外には出ないのだけれども、処理液の中にこういう物質が入るといことがあるのです。特に、先ほどの御説明でNPE、界面活性剤なのですけれども、私ども普通に使っていたものなのですけれども、これが規制に入ってくるということで、多分、末端の小さな企業は分かっていないと思うのです。しかも、私ども薬品を調合しているわけではなく、材料屋さんから仕入れて使っているのです。製造の材料さんがこういうことの情報きちん得てもらって、SDSで公開してもらわないと、私どもは禁止物質を使っていることすら分からない状態というのがあります。ですから、個々に周知はやはり難しいと思うので、こういう組合のような組織の事務局トップあたりに積極的に開示していただけると、末端まで行くのかなというのを感じております。

また、この場所ではちょっとそぐわないかもしれないのですけれども、私ども機械というか製造なのですけれども、食品添加物は、私どものこういう規制からいきますと、ちょっと緩いような気がするのです。確かに食パンなどは短期で腐ってはいけないので、それなりの添加物を入れなさいというのは分かるのですけれども、着色だとか、少し粘度を上げるだとか、本来本当に要るのかなというものが大量に入っていて、しかもそれが表示されていないような気がして、そちらも少し目を向けていただけるとありがたいかなと思っております。

以上です。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員　ありがとうございます。産業技術総合研究所の蒲生です。

本日、一連の化学物質管理課の取組について御紹介いただいて、ありがとうございます。

我々のところのように研究をやっていると、こういう化学物質管理を支える個々の技術に関心があったり、あるいは大きい在り方みたいなものに関心があったりではあるのですが、どうしても、国民周知、事業者への周知といったことに思い至らないところがあります。そういうところもすごく丁寧に取組まれていて、やはりこういう足下の取組をないがしろにしないということが改めて伺えて、よかったなと思っております。

あと、それだけではなくて、合理化とか効率的な運用にも小まめに工夫を施すような紹介も幾つかあったかと思ひまして、そういうところも聞くことができ、大変よかったなと思っております。

それから、GFCがマルチセクター、マルチステークホルダーを謳っているということで、あと最近の大きいトピックとしては、資源循環に対応するプラスチック循環の化学物質の問題というのが1つ大きいかと思うのですが、これについては常々、国だけがやればいいのか、産業界がやることだとか、あるいは研究を取り組めばいいということではなく、やはり各ステークホルダー、関係者の知恵を結集して取り組むぐらい大きい問題だと思っております。

そういう意味では、今回、化審法の中で再生プラスチックがどう位置づけられるか、閾値の問題も含めて、すごく緻密に検討いただいたというようなことも、よかったかなと思ひますし、CMPの動脈からさらに静脈にリーチしていくような取組も伺えたということ、それから、リスク評価のツール開発、御紹介の中で産総研が出てきて、あれは実は私どものところで研究開発を担当させていただくわけですが、そういう産学官がそれぞれに自分事として問題を捉えて進めていくということ、そういうふうになってきているなどの確認できたかなと思ひました。

なので、こういったことがもっともっと広がって、しかもつながっていくという形で、この難しい問題に取り組めばいいのではないかなと思ひた次第でございます。いずれもコメントですが、ありがとうございます。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、須方委員、お願いします。

○須方委員　日化協、須方でございます。

まず、2024年度、多岐に及び、また膨大な化学品管理に関する取組につきまして、短時間でコンパクトにまとめて、分かりやすく説明くださいます、どうもありがとうございます

ます。

先ほど、私どもの協会の会長からもコメントがございましたが、GFCにおいて、セーフター・アンド・サステナブル・ケミカルズということで、より安全で持続可能な化学品の開発を進めていくということが取り上げられております。これのポイントは、セーフターと比較級になっているところだと私は理解しております。すなわち、今後、セーフター、安全なものについて、これだけを開発したら終わりということではなくて、不断に、より安全なものを社会として追求していくということであろうと思っております。

そういう意味では、社会制度として不断にそういったものに取り組めるような環境を整えていくということが重要であろうと考えております。先ほど、GFCの中で、まさにマルチセクター、マルチステークホルダーが関わっているということで御説明くださいましたけれども、私自身もGFCの数多い特徴のうちの1つがそれであると考えております。

GFCの戦略目的のDの中では、幾つかの行動目標がございまして、まさに様々なステークホルダーがいろいろな角度からこれに取り組んでいくということが今目指されております。そういった国際的な状況を考えますと、例えば、こうした化学物質に関する政策を検討するような場につきましても、企業価値を化学品管理の切り口から検討するというようなお話も出てきておりますように、ステークホルダーがこれまでの範疇でいいのかどうかということも含めて、広く御検討いただけたらと思います。

以上です。

○東海会長・委員長　ありがとうございます。それでは、ここで一度、事務局より回答をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大本課長　御指摘、御示唆、ありがとうございます。私のほうから、岩田委員、あと大口委員の最初のコメント、また蒲生委員、須方委員のコメントについてコメントさせていただければと思います。

岩田委員からGFC、また日本流のリスクベースの化学物質管理、こういうところがしつかり国外にもという話がございました。化学物質管理につきましては、平成21年度に化審法が改正されまして、ハザードベースのみに着目した規制体系から、リスクベース、いわゆる有害性から環境排出量、暴露量を掛け合わせたような概念にかじを切っているところでございます。このリスクベースの管理をしっかりと、本日午前中の制度構築ワーキングでも見直しの議論をさせていただいているところでございますし、リスクベースに関しては、日本としてもしっかりと発信していくことが重要だと改めて思った次第でございます。

また、大口委員から、P C Bのところ、いわゆる安定器にP C Bが含まれている話で御質問がございました。こちらについては、環境省が御担当しているということで、確認もさせていただいたところでは、今まだ公表には至っていないところがございますけれども、環境省によりますと、今のP C Bを含有しているおそれのある安定器につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、いわゆるJ E S C Oに対して処分の依頼をすることができると伺っているところがございます。そういう意味では、J E S C Oに対しての御照会が考えられるところがございます。

また、蒲生委員からも、G F C、またプラスチック、各ステークホルダー、こういうことに知恵を結集して取り組むべきだということもありました。また、須方委員からも、G F CのいわゆるDと言われるところのマルチセクター、マルチスークホルダー、そういうところでの化学物質管理をしっかりと責任を持ってやるという話もございました。まさに御指摘のとおりだと思っています。Dのところについては、ライフサイクル全体を通じた化学物質の適正管理ということで、国際的な観点、また国、地域、産業界、国、企業、プレーヤー、それぞれが主体的に関与していくことが重要だとうたわれているところがございます。

そういう意味では、この化学物質管理、また廃棄物管理、情報管理も含めたところがございますけれども、そういうところをしっかりと適正に対応していくことが重要でございます。それぞれの立場で、よりよい形で持っていくことが重要だと考えてございます。引き続きよろしく願いできればと思います。

私からは以上でございます。

○内野室長 コメントありがとうございます。

いただいたコメントについては、岩田委員から、リスク管理の重要性についての励ましのお言葉を頂戴したと思っております。化審法でも平成21年度改正以降、暴露については、製造・輸入事業者様から多大なデータと用途も含めいただいたもので暴露評価をさせていただいて、それで有害性情報との掛け合わせでリスク評価をさせていただいております。こういったものを、仕組みの不断の見直しも含めつつではあるかもしれませんが、しっかりとやらせていただいて、1つのケースとして各国の方々にも認知していただけるような形で、引き続き取り組めればと思っております。

大口委員から頂戴した、プラスチックの資源循環ツールに関連して、産業廃棄物として従来使われていたものが減ってというところについての、御懸念に近いようなコメントだ

ったかもしれませんが、こういったマテリアルリサイクルは、今は黎明期と認識しておりまして、全体どうなるかというところに関しては、おっしゃるように、こういった取組が進んでいく中で全体のボリュームの動向を見ていく、資源循環の部局もごございますので、そういったところと協力しながらとも思っております。

神谷委員から頂戴したNPEのところに関しましては、1点だけ、禁止物質ではございませんで、適正利用ということで、環境中に残留しないようにというところで、従来よりは少し御対応を増やさせていただいていると。こういう物質でございますけれども、そういったところの周知を、我々も中小企業さんにもお伝えするよう頑張ったつもりではあるのですが、まだちょっと行き届いていないところがあるやの御示唆だと思っておりますので、我々としても引き続きそういった取組は積極的にやっていきたいとも思っております。

また、今回の措置に伴いまして、NPEが含まれているものに関して、情報伝達の義務はかかっていきますので、あるいはそういった製品が入った場合の表示の義務というのが入っていきますので、お使いになられる方に行き渡るような仕組みというのが今後、4月1日以降、進んでいければとも思っております。

また、食品添加物についてのコメントにつきましては、直接暴露を見ているような効率に関するところのコメントと思っておりますので、ここは関係省庁で、そういった御示唆があったことも含めて、引き続き情報共有等していければと思っております。

ありがとうございます。

○大本課長 神谷委員から、CMPに関してコメントがございましたので、それについては古田さんからよろしく願いいたします。

○古田様 CMPに対して応援メッセージをいただいたかと思えます。ありがとうございます。

CMP、来年、一応実装していくつもりでございますが、ブロックチェーンをサプライチェーンにつながなければ、その効果は半減してしまうと思っております。特に大切なのが、中小企業さんに対してきちとつないでいただくようなことを働きかけていかなければならないと考えておりますので、また実行する段階ではいろいろなところをお願いをしてみたいと思っておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いいたします。

○東海会長・委員長 それでは、続きまして、オンラインで参加されている委員から御発言をお願いできればと思えます。最初に、織委員からお願いいたします。

○織委員 ありがとうございます。包括的な枠組みを教えていただいて、大変勉強にな

りました。

実は午前中の委員会でも議論になったリサイクル素材における資源循環性と化学物質の安全性をどうやってこれからやっていくかというのが、プラスチック汚染条約も含め大きな議題になっています。今回、午後の委員会のほうでは、産業界の方からいろいろな取組を教えていただいて、ちょっと具体的な道筋が見えたかなと思っています。

午前中の会議でも議論になっていたところなのですが、プラスチック再生材を可能な限りを使っていこう、廃棄物ではなくて動脈のほうに回していこうとすると、非常に多くのステークホルダーも出てきますし、いろいろな物質が入ってくる。特に可塑剤がどんなものが使われているのか分からない。その中でマテリアルリサイクルを促進していこうとなると、2つ問題が出てくると思うのです。

1つは、品質を各メーカーが保証しなければならない。自動車の場合は安全性ということだと思いますけれども、それから、人への健康というものがその処理の過程、あるいは加工している過程でどうなってくるか、こういう部分の問題を、従来の化審法の適用外か適用内かということだけではなかなか区分ができなくなってくる。まさにおっしゃるようにLCA全体で考えていったときに、新しい再生材を使うことのリスクをどのように計算して、どの程度人の健康に影響があり、あるいは品質に影響があるということをこれからデータをそろえていかななくてはいけないというところになってくるのかなと思います。

そういう意味では、今回御報告があった、企業のサプライチェーンを通じての情報共有の中に、どういった用法で使われているのかという暴露情報を1つの例示として表していただくことによってリスク計算ができて、ここで静脈の廃棄物の部分と化学物質のほうが統合的にできるというアプローチがあるのかなという気はします。

すぐに法律がどうこうというよりは、一つ一つそういったサプライチェーンごとの企業の方の情報をぜひ集めていただいて、どんな分析方法があるのか、あるいはどういったサポートがあるのかということを産業界のほうから声を出していただきながら、オールジャパンでサポートしていく。

また一方で、静脈、廃棄物の世界と化学物質の安全性の世界をつなげていくときに、国民の方にそのリスク、特に製品含有化学物質についてどういうリスクがあるのかという情報を、企業から、あるいは行政から出していただくシステムをつくっていくということが重要なかなと思っています。

ただ、星取り表みたいな形で、例えば製品含有物の廃棄物になったときの話を考えてリ

サイクル素材を使っていくときに、どこに情報があって、どういうのができるかというので、ここは分かっている、分かっていないという、何となく全体が見えないと議論がしにくいかなという印象を受けました。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、柿本委員、お願いします。

○柿本委員 柿本でございます。私からはコメントと要望でございます。

まず、現状について広範な御報告をいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目でございます。資料3の3ページのところの化審法に指定されたものの報告が出ておりますが、COP9での決定からしますと随分時間はかかったのですが、指定されたということで、ほっとしております。ありがとうございます。

続いて、水銀汚染防止法についてでございますが、最終消費者である私どもが取り替えるときに、現場では店頭などで聞いてほしいとも書いてありますし、動画配信などもされているようですけれども、やはり幅広い年代の者がこれに関わってまいりますので使えなくなったものを廃棄するタイミングや、廃棄する方法なども周知に力をいれたいと思います。

3点目に、プラスチック汚染条約についてなのですが、ぜひ予防的な対策を考えて臨んでいただきたいと思います。日本の主張・対応のところに、化学物質に関する共通基準の明確化と書いていただいておりますけれども、織委員の意見とも重なりますが、懸念化学物質というのもございますので、やはり情報開示をしっかりといただいて進めていただきたいということと、環境に配慮した製品設計については、リデュースをぜひ中心に据えていただきたいと考えます。女性や子供には影響が大きいと考えられるという論文も出ておりますので、ぜひ丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

それから、資料5のPRTTRの電子届出についてでございます。86.4%に上がったということなのですが、これは私は毎回申し上げているのですけれども、書面届出をしている事業者にはヒアリングなどもしていただいているようですけれども、書面を出している事業者は、もしかしてPRTTRのけんさくくんというのにも、つながっていないのではないかと考えたりもいたします。ですので、どこに問題や課題があって、どのようにしたら克服できるのかということをぜひしっかりやっただいて、電子届出が100%になるようにしていただきたいと思っております。

最後でございます。資料6のところの代替フロンでございますが、2月の東京新聞によりますと、東京都の代替フロンの回収が必ずしもうまくいっていないというような記事もございましたので、ここのところはぜひしっかり排出量を減らしていただく取組を進めていただくように応援していただきたいと思っております。

以上でございます。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。続きまして、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員　齋藤でございます。

今回、フロン対策ワーキングの座長として参加させていただいております。既に皆さんから重要な質問がいろいろなされてきたところでもありますので、フロンを中心にお話しさせていただきたいと思っております。

今回、話を聞いていて、資源循環の辺りの話が非常に重要だと思ったところでもあります。御承知のとおりで、フロンは地球温暖化物質であって、非常に温室効果が高い物質でありますので、どうしても資源循環を早く進めなければいけない物質の1つだと思うのですが、フロンの回収、それから再生、さらには、フロンを主として使いますエアコンの資源循環が思うように進んでいないというのが現状だと思っております。今回、プラスチックが資源循環では主だと思って聞いていたのですが、ぜひこのフロンも対策を進めていただければと思っております。

資料3を見させていただいた中で、資源の有効利用促進法というのがあるのですが、これも一体どの物質を対象にしているのかお教えいただければと思っております。やはりプラスチックなのでしょうか。また、促進法の中で対象とするサプライチェーンはどの辺まで考えているのでしょうか。メーカー、あるいは回収業者等含めて対象にしているのか、教えていただければと思っております。

それから、資料8でCMPの化学物質の情報伝達の話がありましたが、これはフロンにも非常に重要な話になると思っておりますので、ぜひ進めていただければと思っております。これも一体どの物質まで対象にしているのか、ぜひお伺いできればなと思っております。

最後ですが、資源循環の話とは異なりますが、PFAS全体の話は今どうなっているのかというのをお聞かせいただければなと思っております。といいますのも、経産省のほうで次世代の低GWP冷媒の物質の開発が進んでいるわけですけれども、その中に、PFA

Sの規制対象になるのではないかとされているような物質も含まれておりますので、きちんと調査していくのが重要だと思っております。一時期、マスコミなどでもPFASの話は随分騒がれたのですが、最近、大分おとなしくなってしまうので、どのようになっているのかというのをぜひ伺いできればなと思っております。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。それでは、東嶋委員、お願いいたします。

○東嶋委員 ありがとうございます。東嶋です。

御説明ありがとうございました。全体を通じて、業務の効率化、合理化が図られて、各種の政策が着実に実施されていること、それからリスコミの研修等も充実しているということがよく分かりました。

それで、私からコメントは1点なのですが、蛍光ランプやフロンの規制に関して、消費者の行動が直接貢献するということは少ないかもしれませんが、消費者の皆さんに意識を持ってもらうことで世論を喚起して、事業者や産業界の行動の変化につながると思っておりますので、ぜひほかの省庁とも連携して、消費者や自治体向けに幅広の周知ということをお願いしていただきたいと思えます。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。それでは、ここで事務局から回答をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○大本課長 織委員、柿本委員、齋藤委員、東嶋委員、いろいろ御示唆をいただきましてありがとうございます。

織委員からは、化学物質管理、また廃棄物管理、資源循環、一体的にLCA的に進めるべきという御示唆と理解いたしました。特にGFCの中でもDということで、先ほどもちよっと申し上げましたけれども、化学物質と廃棄物の適正管理、ライフサイクル全体としてのそれぞれのセクターにおける関与、コミットが重要だということもありますし、現行の化審法、また3R、リユース、リデュース、リサイクルの取組、最近だと環境活動の3Rから経済活動への循環の輪ということで、特に動脈と静脈の連携、さらに今のライフサイクル全体としての取組が重要で、先ほども各委員からいろいろ御示唆がありましたけれども、資源有効利用促進法、こういう改正法案の動きもありますし、今のCMPみたいな話、また産総研の取組も含めて、トータルでこれらの問題について取り組むべきと思

ています。産業保安・安全グループのみならず、経済産業省のGXグループによる資源循環、また環境省による廃棄物管理も含めて一体的に取り組むべきものと考えているところでございます。

また、柿本委員からも、特に水銀汚染防止法のところで廃棄する方法も取り組むべきということで、これについては、今後その周知活動に関して、基本的には自治体に沿った捨て方とか、廃棄の話もございますけれども、そういうところの消費者の方の行動もしっかり捉えた上で、周知活動も取り組んでいければと思っております。

また、プラ条約の話もございました。そういう意味では、プラ条約に関しても今まさに審議しているところではございますが、日本でしっかり取り組んでいる製品設計を意識した活動とか、ライフサイクル全体で取り組むことの重要性に関して主張させていただいているところがございますけれども、そういった取組を引き続き対応させていただければと思っております。

また、齋藤委員からも、資源有効利用促進法についての御質問がございました。今のところ、自動車、また容器包装、いわゆる再生レアメタル、こういうところも資源循環を進める資源として検討していくことで承知しているところがございます。

また、PFASの全体の話もございました。化審法に関しては、POPs条約で紹介のありました国際的な議論を踏まえて、国内の審議会での審議を踏まえて措置をしているところがございます。一方で、水質関係も今議論が進んでいて、水道関係も含めて暫定措置を見直すというような動きもあります。PFASをめぐる対応というのは、政府全体としても取り組んでいるところがございます。

また、東嶋委員からも、蛍光ランプを含めた、いわゆる消費者への行動意識、ここをしっかりと対応すべき御示唆は、まさにそのとおりだと思います。そういうことを関係省庁、自治体、関係団体を含めて、一体となって対応できればと思っております。

私からは以上でございます。

○内野室長　　化管法に関連して柿本委員から頂戴した御示唆、御指摘についてでございます。電子届出の進展を進めている中で、依然として電子をお使いにならない方々、書面届出をなさる方へのヒアリングの内容でございますけれども、書面で毎年やっているのでも書面のほうが確認もしやすくてよいというようなお言葉があったりですとか、あとは、この電子届出のシステムが、過去はシステムをインストールしていただいていた必要がございました。そのときの印象のままの事業者さんというのも一定程度いら

っしやって、会社のパソコンがこういったソフトをインストールできないのだということで、電子届出のソフトもインストールできないので、書面でやっていますというコメントもあったと聞いております。

今は、この電子届出の仕組みはウェブ版で、インストールしていただく必要がございませんので、この辺りはまさに我々が今の電子届出の仕組みをより分かりやすく周知していく必要があるのかなと思っております。

あともう一点、書面で届出をなさった事業者さんの情報は、P R T Rのけんさくくんでは捕捉できないのではないかとといった御指摘と理解しておりますが、P R T Rけんさくくんについて御説明をはしょってしまった大変恐縮でしたけれども、届出をいただいた全ての事業所のデータをこちらで検索できるという仕組みでございます。したがって、書面によらず電子によらず、全ての届出について、けんさくくんを使えば調べていただくことができます。書面の方の事業所の情報が見られないといったことはございませんので、念のため申し添えます。

以上です。

○畑下室長 フロンの関係でコメントいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、柿本委員から、回収がうまくいっていないという記事を見られたということと、排出量を減らしていかなければならないというコメントをいただきました。回収量につきましては、2月28日に環境省と当省でプレスリリースをさせていただきました統計によりますと、令和4年の回収量は5,423トン、令和5年の回収量は5,765トンとなっており、増加傾向でございます。

一方、排出量につきましても、我々が毎年統計を取っております、フロンのワーキングのほうで発表させていただいておりますけれども、2021年をピークに排出量は下がっている傾向でございます。2年連続下がり続けているということを見ますと、我々が今対策を講じているオゾン層保護法及びフロンの排出法に基づく施策が、排出量の削減につながっているのではないかと考えております。

また、齋藤委員からは、フロンの回収、再生が必要だとコメントいただきました。我々と環境省と一体的に取り組んでいる成果が、回収量の削減や再生量の増加につながっているのではないかと考えております。また、再生については、フロンは有効な資源ということでこれまで業界団体等が取組を進めているところでございますけれども、我々としても、再生を促進する方向で取組をさらに強化していきたいと考えております。

あと、東嶋委員からもコメントいただきまして、周知活動をもっとしてほしいということですが、御参考までですが、環境省が中心となりましてチラシやパンフレットを30万部以上配布してきております。また、令和6年度では環境省が、都道府県の新任担当者向けですが、説明会を実施しております。引き続きこういった周知活動を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○大本課長 齋藤委員から、CMPでフロンという話もございましたので、古田さんのほうから補足をお願いします。

○古田様 御質問ありがとうございます。

CMPのほうはあくまでも製品含有化学物質ということで、製品に含まれている化学物質について管理をしていこう、情報伝達をしていこうということになっています。

現在は自動車産業並びに電機電子業界が中心になってやっております。我々の産業はグローバルにビジネスをさせていただいているということもございまして、一応全世界の化学物質に対する規制をそれぞれ網羅するような形で担当しています。自動車でいうと、世界の自動車メーカーさんが一堂に会するGADSLという化学物質リストがあります。また、電機電子産業では、IECの国際規格の中に62474という規格がありまして、そこで電機電子業界に関わる化学物資の規制リストというものができています。その両方のリストを取ってCMPでは情報伝達をしていこうというところが、今、基本的な考え方になっています。およそ1万物質の化学物質の情報を伝達するという形を今考えております。

以上でございます。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。それでは、会場参加の田辺委員、御発言をお願いいたします。

○田辺委員 御説明ありがとうございます。主婦連合会の田辺です。要望を出させていただきたいと思えます。

まず1つ目なのですが、日本が主導的役割を担うということで期待しておりますのが、プラスチック汚染を終わらせるということで、条約策定に向けましてぜひ貢献していただきたいということと、化学兵器禁止条約につきまして、締約国の中でも3位という606万ユーロを拠出しているということですので、日本国内で開発・製造されないことはもちろん、昨年アサド政権が崩壊して、化学兵器を使用したのではないかといい中で、化学兵器を破壊することと、転用されないようにするという点について、日本の貢献を

期待しております。

2つ目としましては、代替品の活用と実用化ということにつきまして、例外的に使用を認められているというPFOAがあり、新技術の開発がないかということと、2050年ネット・ゼロ実現に、冷媒を使わない新技術の開発があると資料にありましたので、状況をうかがいたいと思います。

最後に、2027年末には廃止するという水銀を使用した蛍光灯ですが、継続使用も、そして在庫の売買も可能ということですが、いつごろに水銀を使用しない蛍光灯が普及するのかというところの目安などもお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。続きまして、林委員、お願いします。

○林委員 NACSの林でございます。今日は体系的で大変分かりやすい御説明をありがとうございました。

私からは、消費者視点から3点、質問も含めましてお話をさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、資料3の12ページ、資料4の20、22ページ辺りのサーキュラーエコノミーと化学物質のリスク管理についての意見でございます。御説明を伺いまして、人体ですとか環境への影響を低減しながら、サーキュラーエコノミーを形成していくことの難しさというのは、理解ができました。そのような背景から、令和7年に計画されている使用済プラスチックの安全性の測り方や基準を設けるための事業といったことには期待をするところでございます。

持続可能な未来のためには、今後、製品やマテリアルのいわゆるカスケード利用がより求められるようになると思うのですけれども、少しずつ変化していく、劣化しているものに対する安全面での懸念を低減させるためには、再生利用を含む製品の一生以上、私たちはよく、製品の一生ということを言うのですけれども、これは一生以上の話になると思うのですが、そういった長いスパンのライフサイクルで見て、製品設計や回収システムをデザインしていくことがとても重要になると思っています。

その流れでいきますと、3Rに資する製品設計ですとか、回収から再生まで化学物質の安全・安心に配慮されたシステムデザインなど、化学物質の管理面からも、サーキュラーエコノミービジネスの発展に寄与するような優良事例を評価したり、積極的にそれを支援していくことを進めていただきたいというのが1点目です。

2点目は、資料4の10ページの④に関してです。PFOA関連物質は、先ほどからお話が出ておりますけれども、私は泡消火剤に関する質問を含む意見を申し上げます。これらは、交換コストなどの理由から、ある程度の量がまだ留め置かれているように認識しておりますけれども、それは間違っておりませんか。

最近、山火事などが発生すると、懸命な消火活動にもかかわらず、なかなか鎮火ができずというようなニュースを国内でも耳にするようになりましたけれども、日本ではそのようなときに、こういった物質を含む泡消火剤がまだ多く使われているのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

もちろん、使われないまま交換時期を迎える消火剤が多いということが前提になって留め置かれているのであれば、それはそれでコスト的に見合うということになるのかもしれませんが、最近、森林火災とか広域の住宅火災のニュースが本当に増えていて、これらが使われているとすれば、生態系とか土壌とか水といったものへの影響がどうなるのだろうか、素人ながら心配になっているところでございます。

一方、今、九州の石けん製造企業が、産官学連携で合成の界面活性剤を使わない、天然油脂から作られる石けんの泡系消火剤というものを開発して、既に海外で効果が実証済みなのです。なので、PFOAを含む泡消化剤を生態系、人体、そして土壌、水への悪影響が少ない、安全性の高い消火剤に早期に置き換えていただくことを推奨、支援することに加えて、こういった消化剤を日本が世界をリードしていくようなビジネスに育てていくことも大切なのではないかと感じている次第です。

最後、3点目でございますけれども、化学物質のリスクコミュニケーションについての意見です。資料5の15ページにありますような、経済産業省とかNITEさんとか、自治体職員を交えてのリスクコミュニケーション研修というのは、自治体における正しい化学物質管理とか安全確保のための連携強化につながる、とてもよい取組だと感じております。今後もこのような地道なコミュニケーションを重ねていかれる中で、ぜひ川下の事業者ですとか生活者を交えた研修企画なども計画いただけたらと思っております。

先ほどからキヤノンの方にも御説明いただいているような、静脈系を取り込んだ縦の連携強化というのは、グローバルな横のリスクコミュニケーション同様、リスクへの共通認識の醸成ですとか対策、予防にも効果的に働くと考えております。特に本日御報告があり、私も昨年、この場において生活現場での実態をお話ししたように、製造中止が間近となった蛍光灯など水銀を含む製品の適正な廃棄ですとか、オゾン層破壊や地球温暖化にも悪影

響のあるフロン類の着実な回収には、川下の事業者や生活者との連携が必須と考えますので、今御紹介のあったようなりスクコミュニケーションの実地展開というように考えていただいて、そういったところにも期待を申し上げるところでございます。

以上3点、消費者視点からの意見で恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。それでは、稲若委員代理、お願いします。

○稲若様（福田委員代理） 本日は会長、福田の代理で、技術委員会より稲若が発言させていただきます。

化成品工業協会は、中小企業の割合が約70%と高いという特徴がございます。本日は化審法、化管法、その他一般事項について、3点御発言させていただきます。

まず1つ目、化審法についてですけれども、ストックホルム条約について、廃絶対象への追加がなされた物質については、おおむね第一種特定化学物質にその後指定されるというような流れを取っております。この第一種特定化学物質指定に当たっては、事前の調査と円滑な廃絶に向けて、サプライチェーン全体に対する早い時期からの周知をいただくといった御配慮を、引き続きお願いしたいと考えております。

また、本日特に御紹介ございませんでしたけれども、非意図的に副生する第一種特定化学物質のBAT報告につきましては、昨年、様式を策定いただいております。こちらは事業者による適正管理に大変資するものとなっております、この場を借りて感謝申し上げます。

また、現在、化審法の施行状況及び必要な措置等の検討が進められていると伺っております。今後、何かしらの対応が発生するというようなことがございました場合には、システム化等の巨額の投資が必要となるようなことはできるだけ避けられますよう、中小企業にも御配慮いただければと考えております。

2つ目、化管法についてでございます。こちらは、本日御説明ありました化学物質管理セミナー2024といった周知活動でございますとか、P R T R 電子届出システムの改良といったものにつきまして、大変感謝申し上げます。引き続き、自前でシステムを持つことが難しい中小企業への御支援をよろしくお願いいたします。

3つ目、その他全般的なところのお話としまして、本日、G F Cのお話を御紹介いただきました。こちらにつきましても、事業者にとって実施可能な効率的で人健康や環境に対

しても効果的な国内実施計画の策定を推進していただければと考えております。

もう一つ、PFASに代表されますような、特にこれは他国での法規制にはなるのですが、欧州のPFAS一括規制でございますとか、プラスチック汚染に関する国際条約といったものが現在、お話し合いされていると思います。こちらにつきましても適切な管理、規制となりますように、導入される場合には引き続き御支援を願えればと考えております。

最後に、現在、次世代製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム、CMPの構想が進められているとお伺いしております。こちらにつきましても、中小企業にとってシステム投資が過度なものにならないように、ぜひ進めていただければと考えております。

私どものほうからは以上でございます。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、町野委員、お願いします。

○町野委員　1点コメントと、1点質問をさせていただきたいと思います。

まず、再生プラの化審法内での位置づけについては、きちんと整理をいただいて、これから再生材利用に取り組むという事業者においても参考になるかと思って、すばらしいと思っております。まず化審法上の化学物質に該当するかというところの整理と、該当する場合のリスク評価の2段階に分けて整理をいただいていると理解しているのですが、2段階目の、仮に化審法上の化学物質に該当する場合に、どういう形でリスクを評価していくかということについては、特に輸入品などは何が含まれているかというのが分かりづらいところもあるので、どういう形で調査をするのかといった点も含めて、事業者のほうに利用しやすい指針づくりをぜひお願いしたいと思っております。

もう一点は、これはちょっと私が不勉強なので教えていただきたいところなのですが、CMP構想に関して、すばらしい取組だと思っておりまして、サプライチェーンの化学物質管理に加えて、静脈のほうにもつなげるような取組を考えられているということなのですが、その前の資料3で御説明いただいたGFCの実現に向けてということで、こちらのほうもライフサイクルを通じた化学物質管理をするというところで、発想は似ているのではないかなと思ったのですが、CMPというのはGFCの実現に向けた施策として位置づけられるのか、それともそこは別のものだとして理解しておけばいいのか、そちらをちょっと教えていただきたいと思います。

○東海会長・委員長　ありがとうございました。それでは、事務局から回答をお願いいたします。

○大本課長 田辺委員、林委員、稲若委員代理、町野委員、様々な御示唆、また御質問をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうから、まず、田辺委員からプラ条約の話もございました。日本としてしっかり貢献できるように、8月にまた条約交渉がございますけれども、経済産業省のみならず、政府全体として取り組んでいければと考えているところでございます。

また、水銀関係、蛍光灯の話もございました。使い続けられることに関しての新しいところの話につきましては、LED照明が今世の中に出回っているところでございます。こちらに関しては、エネルギー基本計画においても、LED照明への計画的な変更もうたわれているところでございます。御利用しているユーザーの方も含めて、タイミングがいつかという具体的なところまでは、なかなか申し上げにくいところがございますけれども、しかるべきタイミングでは今の蛍光灯は枯渇してなくなってくるということで、今後はLED照明にシフトしていくことになっていくかと思っております。

あと、林委員からは、サーキュラーエコノミーの話もございました。製品設計の中で優良事例の紹介も含めた取組は、化学物質管理だけではなくて、経済産業省の資源循環の担当部署も含めて、しっかりそういうところがプレイアップできるように検討していければと考えているところでございます。

また、山火事の話も御指摘ございました。現在、PFOS関係の含有泡消火剤につきましては、昨年11月に調査結果を公表させていただいています。その中では、消防機関、空港、自衛隊、石油コンビナート、あ駐車場に使われている泡消火薬剤で、私どもで承知しているのは、山火事の消火に関しては多分使われていないのではないかと認識しているところでございますが、これらについては定期的に実態を調査させていただいて、削減に向け、引き続き関係省庁、関係団体と連携して、代替促進の施策も含めて推進させていただいているところでございます。

また、稲若委員代理から、GFCの国内実施計画の話もございました。多様な主体が参画となるように、産業界も含めた政策対話、また、現在、パブリックコメントも行っておりますけれども、意見集約を行いながら、策定を進めさせていただければと思っております。

あと、CMPに関しては、直接GFCではないのですが、全体の流れの中では、GFCの活動の一環にもCMPは多分つながってくるものと私のほうでは承知しているところでございます。

私からは以上でございます。

○内野室長　　続いて、化審法や化管法についていただいた御質問等についてお答えをさせていただきます。

田辺委員から頂戴したPFOAの代替品開発についての取組に関しましては、経済産業省内では、業振興を担っております素材産業課ですとかが、こういったいわゆるPFASの代替品開発の調査などを実施しておりますので、そういった取組なども含めて、国内でもこういった取組が進んでいくものと思われるところでございます。

そのほか、林委員からリスクコミュニケーションについて御紹介いただき、ありがとうございます。まさにフロントに立って自治体の方もこういったPRTTR制度について取り組んでいただいているというところでございます。こういったケーススタディーを考えるに当たりまして、幅広いステークホルダーの方々からの御意見なども参考にできればと思っております。

稲若委員代理から頂戴したところでございますけれども、化審法についての3点につきましては、いわゆる一特の指定に当たりましては、もちろん国内での実態把握が非常に大事になってくるところでございます。こちらについては、我々のアンケート等についても事業者様には非常に御協力をいただいているところでございまして、そういった取組も含め周知、こういった審議会での議論を含めですけれども、取り組んでいきたいと思っております。

あと、BAT報告の様式については、御活用いただいているというところをお伺いできて、我々としましても取り組んだことについて、よかったと思っております。

3点目、化審法の制度構築ワーキンググループの議論は、まさに今日の午前中していただいたところでございますけれども、法改正といいますよりは、現行制度の効率化、高度化といったところを中心に議論していただいておりますので、先ほどいただいたようなシステム対応といったことを事業者様に御負担いただくようなことにはなっていないように思っておりますが、もしもそういうことがより中長期にあった場合には、当然そういったところは発信できるようにということかと思っております。

あと、化学物質管理セミナー、化管法、リスク評価室の取組としても、いろいろ注目をいただいております。このセミナーは定員1,000名に申込みがあつという間に埋まるというぐらい、御好評いただいたところでございまして、お聞きになれない事

業者様からもお問合せを多々いただいているものでございまして、すみません、資料上記載しておりまして、御説明をはしょってしまい恐縮でしたが、Y o u T u b e 配信も順次しておりますので、そういった内容も御参照いただきながら、アップデートの情報を発信できるようにしていきたいと思っております。

町野委員から頂戴したプラスチック再生材に関しての化審法上の整理というところ、ありがとうございます。我々も、例えばフレークですとかペレットですとか形状によって化審法上の取扱いは変わるのかといったところを議論し、その上で、本日午前中に一通りの整理を御説明させていただいたところでございます。

本日、この化学物質審議会でお出した資料というのは、ごく一部でございまして、20ページのところに記載してございますが、プラスチック再生材の化審法上の取扱いに関していえば、このスライドからはちょっと割愛させていただいておりますが、まさに輸入も含めた取扱いについてフローとして整理をし、輸入においてのプラスチック再生材は化審法上の規制がかかるということを、我々もしっかりと周知をしていく必要があると御提示をしたところでございます。

あとは、不純物としてどのような化学物質が入っているかというのを、どのレベルで把握していくのかといったところに関しましても、欧州ですとかそういったところの規制の実態などを踏まえた上で整理をさせていただいているところでございます。こういった議論を引き続きしていただくことによって、まさに動き始めたばかりといいますか、プラスチック再生材についての化学物質管理が円滑に進むように、引き続き我々としても御議論いただければとも思っているところであります。

以上です。

○畑下室長 田辺委員から御質問いただきました冷媒を使わない新冷凍空調技術の開発状況につきましては、一部の企業が取り組んでいるという状況のため、機器メーカーの業界団体に確認してみましたところ、業界として取り組んでいるということはまだないとのことでした。なお、国としましては、3ページ目でも御紹介しましたとおり、新しい低GWPの冷媒の開発に注力している段階でございますので、国も業界団体も開発はまだ進んでいないという状況でございます。

以上です。

○宮地室長 田辺委員から、化学兵器の破壊と使用されないように日本の貢献を期待しているという御意見をいただきました。

経産省の取り組みを紹介させていただきますと、資料の中でも1ページ目のところで御紹介をしているとおり、化学兵器禁止条約の中でも特に産業活動のところについて、産業検証が行われているところをごさいますて、実際にそういった化学物質を扱っている事業所の選定につきましては、一定のアルゴリズムに基づいて選定されるものですから、そこに関与することはなかなか難しいところはあるのですが、ただ、効率的だけでなく、効果的な検査がなされるように、私どもも会議のほうに参画しているところをごさいます。

また、貿易の規制のほうなのですけれども、輸出入の監視を条約の中で各国が行うことになっておりまして、移譲不整合につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりではございますが、それ以外に、日本から例えば海外に化学兵器の原料となり得る物質を輸出する際には、相手国の中でこの物質がどういった用途に使われるのか、確実に産業利用されるのかということを確認して輸出していると。そういったことで化学兵器に使用されないということを我が国としても担保しているところをごさいます。

最後に、破壊の話については、経産省ではございませませんが、内閣府のほうでは、中国に遺棄している化学兵器に関して、現在も廃棄活動を進めているところですので、御紹介させていただきます。

以上です。

○大本課長　　CMPに関して御質問あった件については、古田さんからコメントをお願いいたします。

○古田様　　CMPに関してですが、まず中小企業への投資負担がないようにということは、中小企業さんがCMPに参加していただくのは必須だと思っておりますので、ぜひその点はちゃんと考えて、過度な負担がない、使いやすいシステムを構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、GFCとの関係でございませけれども、我々CMPは、化学物質管理課さんとも議論させていただきながら進めておりますので、国の議論の方向性との整合というのは常に意識しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○東海会長・委員長　　ありがとうございました。それでは、皆様、活発な御議論をありがとうございました。この辺りで次の議題に移ります。

最後に、議題の2、化学物質審議会の審議状況等についての報告について、事務局から資料9の説明をお願いいたします。

○内野室長　それでは、資料9に基づいて御説明をさせていただきます。化学物質審議会の審議状況等についてでございます。

1ポツに化学物質審議会の体制図がございます。本日開催させていただいております化学物質審議会の下に、審査部会と安全対策部会という2つの部会が配置されてございます。

それぞれの部会の審議状況について、2ポツで御説明をさせていただきます。

まず1つ目が、(1)審査部会についてでございます。こちらの審議事項は、①でまとめておりますけれども、主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行うとしております。すなわち、それは、第一種特定化学物質の指定ですとか、監視化学物質の指定、あとは、こちらが通常多いのですけれども、新規化学物質の判定について審議をいただいているところでございます。

②に構成員を記載してございますが、部会長は本日も座長をお務めいただいている東海先生、また蒲生委員にも対応いただいているところでございます。

おめくりいただいて、2ページ目に開催状況がございまして、年に10回開催させていただいたところでございます。こちらは、化審法に基づく審議事項でございまして、共管の厚生労働省、環境省との合同開催でございます。

④に主な審議結果をまとめさせていただいております。先ほどの資料4でも御説明させていただきましたが、PFHxS関連物質を第一種特定化学物質に指定すべきという判定、また、PFOA関連物質につきましても、具体的にどの化学物質がPFOA関連物質に該当するのかということについて御審議いただきまして、その結果、138物質がPFOA関連物質に該当するという御判断をいただいております。

また、新規化学物質の判定につきましても、どのような性状の判定をいただいたのかということも含めて、(b)の表にまとめてございますので、御参照いただければと思います。

続いて、3ページ目で、安全対策部会についてでございます。

こちらの審議事項につきましては、化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項についてとしてございすけれども、先ほどの性状判定がメインだった審査部会に比べまして、安全対策部会につきましては、第一種特定化学物質に指定するとなった上で、輸入を禁止する製品はどれかといったようなことですとか、例外的な使用用途を指定すべきかどうかといったこと、またリスク評価の御審議をこちらの安全対策部会でしておりますので、その結果として、第二種特定化学物質に指定するという事になれば、その御審議などをしていただいている

ところでございます。また、優先評価化学物質の指定についても毎年度御審議をいただいているところでございます。

②に構成員がございまして、こちらの部会長も東海座長にお務めいただいているところでございますし、委員の方々には、本日も御対応いただいております蒲生委員、須方委員、林委員にも安全対策部会で御審議いただいているところでございます。

4 ページ目に審議結果がございまして、先ほど、いわゆる第一種特定化学物質の判定をいただいた物質を踏まえて、PFHxS 関連物質を第一種特定化学物質に指定することに伴う措置といったことについての御審議をいただいているところでございます。

続いて、5 ページ目で、(b)でございまして、優先評価化学物質の指定につきましても、安全対策部会で昨年の11月と今年の1月、それぞれで御審議をいただいております、4月1日の製造・輸入数量の届出に向けて、新たに優先評価化学物質に指定すべき物質についての審議をいただいたところでございます。

また、(d)は、化審法の今年度の取組として、ウェイトオブエビデンスを用いた生分解性評価を取り込むということを御紹介いたしました、こちらについての御審議も、この安全対策部会でいただいたところでございます。

御説明については以上でございます。

○東海会長・委員長 ありがとうございます。本報告事項について、御質問等ございます場合は、お手元のネームプレート、または挙手ボタンでお知らせください。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして化学物質審議会・産業構造審議会化学物質政策小委員会の合同会議の議事を終了いたします。本日いただきました御意見を踏まえて、事務局においては今後の化学物質管理政策を進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡につきましては事務局からお願いいたします。

○大本課長 委員の皆様、活発な御議論いただきまして、誠にありがとうございました。また、座長として議論をリードしていただきました東海会長兼委員長に対しましても、深く感謝申し上げます。

さて、東海化学物質審議会会長兼産業構造審議会化学物質政策小委員会委員長におかれましては、今年7月の任期満了をもって退任予定となっております、本合同会議への御参加は今回が最後となる見込みであることから、新会長並びに新委員長の選任をさせていただけれ

ばと存じます。

事務局といたしましては、蒲生委員に新会長・新委員長をお願いしたく考えてございますが、いかがでしょうか。もし特段御意見等がないようでしたら、拍手で御承認をお願いできればと思います。

(満場拍手)

御承認いただきまして、ありがとうございます。

それでは、新旧会長・委員長より、一言ずつ御挨拶をお願いできればと思います。

最初に、東海会長・委員長、その後、蒲生新会長・新委員長の順でお願いできればと思います。

○東海会長・委員長　ありがとうございます。恐らく10年続けてきたと思うのですが、化学物質管理政策にリスク評価管理の立場から関わらせていただくという、貴重な経験をさせていただきましたことを、まず御礼申し上げます。

化学物質は、いわゆる排出を前提に組み立てなければいけないという特徴がございます中で、恐らく全方位に目配りをされながら、制度の運用等を図ってこられました管理課様、そして、建設的な御意見を御提供されてこられた委員の皆様方に、まず感謝申し上げたいと思います。

今回の委員を通じて、私は改めて、化学物質管理というものをリスクベースで行うことの意義というものを再確認したものでございます。とりわけ資源循環のことが議論になりましたけれども、その延長線上には、ひょっとしたら、カーボンニュートラルに伴う化学物質管理、あるいは他の環境関連法との関係性等ももうちょっとしっかり見ながら、制度の運用をしていくということが徐々に増えてくる、そういう機会が出てくるのではないかと考えております。

皆様方、本当にどうもありがとうございました（拍手）。

○大本課長　それでは、蒲生様。

○蒲生新会長・新委員長　改めまして、産業技術総合研究所の蒲生です。

まずは、東海先生、お疲れさまでした。長きにわたり、どうもありがとうございました。

次回から、東海先生が務めてこられましたところを引き継がせていただきます。東海先生のような経験豊かなさばきができるかと言われると、ちょっと心許ないところもありますけれども、化学物質管理課の皆さん、それから委員の皆さんの協力を得ながら、我が国の化学物質管理をより良いものにしていくという議論ができればと考えておりますので、

御協力のほどよろしく願いいたします（拍手）。

○大本課長 ありがとうございました。

東海会長・委員長におかれましては、本合同会議の運営はもとより、これまでの化学物質管理政策への多大なる御尽力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、蒲生新会長・新委員長におかれましては、次回以降の本合同会議におきまして、どうぞよろしく願いできればと思います。

以上をもちまして会議を終了させていただきます。

なお、本日の議事要旨及び議事録に関しましては、事務局で作成の上、各委員の皆様に御確認いただいた後、経済産業省のウェブサイトにて公表する予定でございます。

本日はありがとうございました。

——了——